

◇◇ 開放病床について (Q&A) ◇◇

「開放病床」についてのお問合せにお答えするため、簡易な Q&A をまとめましたのでご活用ください。

Q1 開放病床とは何ですか？

A 開放病床とは、当院の共同利用登録医として登録された地域医療機関の先生が、当院への入院が必要と診察した段階で利用できる病床です。この病床は、当院主治医と共同して診療することができますので、患者の入院期間中は積極的に当院へご来院くださるようお願いします。

Q2 登録医とは何ですか？

A 当院との連携を図り、当院の開放病床や施設・設備の利用を希望する先生方を、申請により登録させていただいております。

Q3 登録医のメリットは何ですか？

A 次のようなメリットがあります。

- ① 当院の開放病床を優先的にご利用できます。
- ② 当院主治医と共同して診療に当たっていただけますので、入院中の状態が把握でき、退院後も継続した診療を行うことができます。
- ③ 当院の施設等(図書室・ホールコア・講堂・研究室など)が利用できます。また、症例検討会や院内講演会などのご案内をいたします。
- ④ 当院の設備(高度医療機器など)を使用していただけます。
- ⑤ 登録医には「登録医証」を発行するとともに、医療機関名を当院の連携ボードに掲示し当院の連携先であることを明示します。
また、ご要望があれば「登録医療機関カード(貴院紹介パンフレット)」を作成し、来院者にご活用いただいております。
- ⑥ 当院のホームページで「登録医療機関一覧」に掲載させていただき、ご要望があれば貴院のホームページと連携させていただきます。

Q4 患者のメリットは何ですか？

A 当院での診療から退院後まで、登録医による一貫性のある継続的な診療を受けることができます。
また、入院時における共同指導(診療)により、一層の安心感を得ることができます。

Q5 登録医の申請はどうすればいいですか？

A 登録医になることを希望される先生は、「登録医申請書」に必要事項を記入

のうえ、関係医師会長の推薦を得て、当院地域医療連携課まで郵送等によりご提出ください。(医師会長推薦の手続きは当院で代行させていただきます。)

Q6 登録医にならないと患者を紹介できないのですか？

A そのようなことはありません。今までどおり、いつでも紹介していただけますし、逆紹介もさせていただきます。

Q7 開放病床と診療連携病床との相違点は？

A 基本的には運用形態は変わりません。
相違点は共同指導(診療)ができることであり、登録医が優先的に利用できるという点です。

Q8 開放病床はどこにありますか？

A 一般病床5床を準備しています。対象科は原則つぎのとおりです。
本館3階病棟(脳神経外科・整形外科)
本館5階病棟(外科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・形成外科・乳腺甲状腺外科)
東館3階病棟(循環器内科・心臓血管外科)
西館4階病棟(小児科)
東館5階病棟(内科)
※病棟は、状況によって変更する場合があります。
※精神科・精神腫瘍科、脳神経内科、産婦人科、皮膚科、眼科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線診断・IVR科、放射線治療科、病理診断科、緩和ケア科、腫瘍内科、救急科、歯科口腔外科、ペインクリニック内科は原則対象外としています。

Q9 開放病床を利用したいのですが？

A 事前に開放病床の空床状況を地域医療連携課で確認後、「開放病床利用届出書」に必要事項を記入していただき、FAXで地域医療連携課まで送付してください。
※「紹介患者事前申込用紙(FAX用)」または「紹介状」に「開放病床利用」と記入したものでかまいません。
※主治医の入院オーダーを確認後、地域医療連携課より「開放病床入院予定報告書」をFAXし、入院予定日を報告します。
※当日入院は緊急入院となりますので、原則開放病床を利用できません。

Q10 開放病床に入院できる患者に制限はありますか？

A 対象患者は、当院が診療すべき高度な医療や急性期医療等を必要とする患者となります。従いまして専門的な治療や検査を要しない(単に療養を目的とした)慢性疾患患者については、開放病床への入院申込はお受けできません。

Q11 救急患者でも開放病床に入院できますか？

- A 原則、救急患者については早急な対応が必要であるため、開放病床の手続きをしている時間がありません。そのため、紹介による通常の緊急入院患者として対応させていただきます。当日入院も同じ対応となります。
- ただし、院長が必要性を認め、かつ診療情報の提供が頂ける場合は、開放病床に入院できます。

Q12 一般外来を受診している患者が緊急入院する場合、開放病床を利用できますか？

- A 開放病床は登録医からの事前申込を前提としています。そのため、登録医から紹介された患者が一般外来を受診後、緊急入院が必要となった場合は開放病床の利用はできません。ただし、院長が必要性を認め、かつ診療情報の提供が頂ける場合は、開放病床に入院できます。

Q13 緩和ケア病棟へ紹介したいのですが？

- A 緩和ケア病棟への入院は、一定の入棟基準を満たした患者を対象としているため、開放病床の対象外患者となります。ご理解の程よろしく申し上げます。

Q14 開放病床に入院中の患者の共同指導(診療)をするにはどうするのですか？

- A 共同指導(診療)を希望する場合は、事前に電話等により希望日時を地域医療連携課にご連絡ください。地域医療連携課が院内主治医と日程調整を行い、決定した日時等を「開放病床共同指導(診療)日程報告書」に記載して登録医にFAX送信します。

※共同指導(診療)時間は原則、平日の午後1時から午後5時までとなっています。

来院されましたら、白衣や名札等の貸出をいたしますので、最初に地域医療連携課(西館1階)をお尋ねください。

Q15 開放病床へ入院すると必ず共同診療や指導をしなければならないのですか？

- A 必ずしなければならないということはありません。共同診療や指導が無くても開放病床の利用は可能です。
- 指導登録医はお忙しい中、共同指導(診療)にあたることは容易なことではないと思いますので可能な範囲で行ってください。
- 共同指導(診療)をされた場合は、開放型病院共同指導料(I)の算定ができます。

Q16 共同指導(診療)したときの診療録の記載はどうなりますか？

A 登録医には、入力用のIDとパスワードをお渡ししますので、当院の電子カルテに入力することができます。入力後、診療録をプリントアウトして自院の当該患者の診療録に貼付してください。(自院の診療録に直接、記載する場合はプリントアウトの必要はありません。)

※操作研修の希望があればお申し出ください。

※必要な検査事項等ありましたらプリントアウトしますのでお申し出ください。

Q17 開放病床へ入院中の患者の手術・検査には参加できますか？

A 当然、手術・検査に立ち会っていただくことができます。地域医療連携課までお申し出ください。

Q18 共同指導(診療)をした際の診療報酬はどうなりますか？

A 登録医は開放型病院共同指導料（I）の請求が可能です。
保険請求及び患者負担分請求は登録医側で行っていただきます。
登録医と当院の請求行為に齟齬が生じないように、確認のため「開放型病院共同指導実施票」を送付させていただきます。

※患者の負担は、1割負担の場合で350円となります。「開放病床ご利用の患者さまへ」という案内文を作成しておりますので、患者への説明時に利用し、患者さんに手渡してください。

Q19 病院を訪問した場合の駐車場はありますか？

A 登録医が来院された場合の駐車場につきましては、特に場所を指定いたしませんので、空いている場所をご利用いただき、駐車券を地域医療連携課までお持ちください。無料の認証をさせていただきます。

◎ 最後に・・・

登録医と当院主治医双方が緊密な連携をとることで、患者さんに安心して良質な医療が提供できるものと考えております。

スムーズな連携が出来ますよう運用を検討してまいりますので、ご支援・ご協力の程よろしく申し上げます。

地域医療連携課

TEL：084-941-5151

FAX：084-946-5209